

炉辺談話 464

2680 地区 PDG 田中 毅

ロータリーの歩み ④

シェルドンが名前だけの存在になったロータリーは、元 RI 会長マルホランドの積極的な指示によって、盛んに社会奉仕活動が行われるようになり、特に、中小クラブは競って身体障害児対策に取り組むようになりました。

親しみを持ってダディ・アレンと呼ばれたエリリア・ロータリークラブのエドガー・アレンは、身体障害児対策をすることを条件にしてエリリア・ロータリークラブに入会し、エリリア・クラブもそれを全面的に後援して、最終的にはそれを全国組織にまで発展させました。

しかしこれらの社会奉仕活動は大きな資金とマンパワーを必要とするために、奉仕活動の実践をめぐる熾烈な論争が起りました。経営学に基づいた企業経営をすることがロータリー運動の本質だとするシェルドン派と、[奉仕活動の実践]こそロータリアンの使命だとする実践派との論争です。

シェルドン派はロータリークラブの使命は、ロータリアン個人個人が奉仕の心を持って、自分の職場や地域社会の人々の幸せを考えながら、職業人としての生活を歩むことであると考えました。すなわち、クラブ例会で会得した高いモラルに基づく [奉仕の心] で事業を行い、その考えを業界全体に広げていくことが、全ての人々に幸せをもたらし、それが地域社会の人々への奉仕につながることを確信していたのです。もし、職業奉仕以外の分野で、奉仕に関する社会的ニーズがあれば、夫々の会員が個人の奉仕活動として実施するか、自分が属している職域や地域社会の団体活動として実施すればよいのであって、クラブはあくまでも、どのような社会的ニーズがあるのかを提唱するだけに止めるべきであり、社会奉仕活動は、ロータリークラブが実施母体になるのではなく、そのニーズを世に訴え、それに対処する運動が盛り上がるような触媒として機能すべきである。どうしても、地域社会に何かしたいのならば、

職業上得られた Profits から個人的に行ったらよい、という考え方でした。

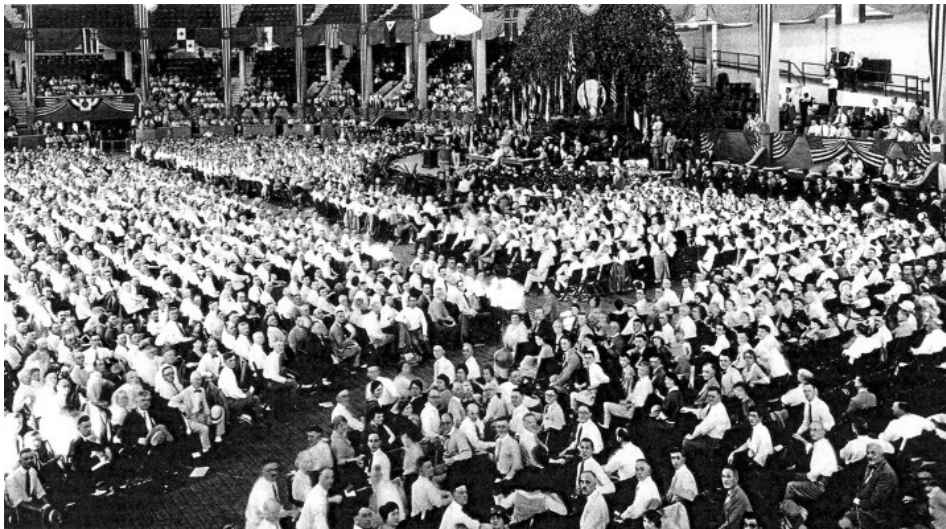
これに対して、[奉仕活動の実践] に重きをおく実践派は、現実に身体障害者や貧困などの深刻な社会問題が山積し、これまでにロータリークラブが実施した社会奉仕活動が実効をあげていることを根拠に、シェルドン派とことごとく対立しました。実践派から見れば、奉仕の機会を見出して、それを実践することこそロータリー運動の真髓であり、単に、奉仕の心を説



き奉仕の提唱に止まるシェルドン派の態度は、責任回避としか写らなかったのです。両派の論争は、個人奉仕と団体奉仕、さらに金銭的奉仕の是非にまで発展して、綱領から社会奉仕の項目を外せという極論まで飛び出すほどの、激しい対立が続きました。

1922年、RI理事会はエリリア、トレド、クリーブランド各クラブより共同提案を受けて、決議22-17を採択して、身体障害児に対する対策を奨励しました。しかし、この決議を行った直後に開催された理事会では、身体障害児救済の事業のみに狂奔することを戒める理事会決定を行っています。

理事会の態度は更に二転三転し、1923年のセントルイス大会において「決議23-8障害児並びにその救助活動に従事する国際的組織を支援せんとする障害児救済に関する方針採択の件」という、とんでもない決議を提案する姿勢を示しました。これは積極的に身体障害児対策を推奨するために、国際身体障害児協会の仕事をロータリーが代行し、その費用を援助するために、RIが年間1ドルの特別人頭分担金を徴



収することを定めたものであり、もしも、これが決議されれば、シェルドン派の反対はもちろん、クラブ自治権の問題までもが加わって、收拾がつかない状態になることは必至でした。これに反対したシカゴ・クラブの会長ポール・ウェストバーグたちは、RIが奉仕活動の実践をクラブ

に強要することを禁止する決議23-29を提案するという反対キャンペーンを起こして、セントルイス大会の代議員たちを説得しました。

その混乱を避けるために、決議23-8と決議23-29の双方を撤回する代わりに決議23-34を提案するという高等戦術によって、この論争に終止符が打たれることになりました。決議委員長の名を受けたウィル・メーニャは4名の委員と共に決議23-34を書き上げ、この1,000語からなる決議は直ちに大会で皆に披露され、一言の訂正もなく採択されました。

決議23-34はロータリーの綱領に基づくすべての実践活動に対する指針であると同時に、「Service above self」を「He profits most who serve best」と同列に引き上げて、この二つをロータリーの奉仕理念すなわちロータリー哲学として確定したドキュメントです。

序文ではすべてのロータリアンが、個人生活(家庭生活)、事業生活、社会生活すなわち自分の属するCommunityに適用することが述べられていたのですが、その後Communityの解釈の変化によって社会奉仕全般に適用するものと誤解されるようになりました。

第一条には冒頭に説明した通り、ロータリーの奉仕理念が明確に定義づけられています。ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものであり、この哲学はService above selfという奉仕哲学であり、He profits most who serve bestという実践理論の原則に基づくものなのです。この決定によって、詠み人知らず、意味不明のService above selfがロータリーの奉仕哲学になり、ロータリーの本来の奉仕哲学であったHe profits most who serve bestが実践倫

理の原則に格下げされたわけです。

第二条はロータリークラブの役割について、①奉仕の理論を団体で学ぶこと②奉仕の実践例を団体で示すこと③奉仕活動の実践を個人で行うこと④ロータリーの奉仕理念と実践を一般の人に受け入れてもらうことが述べられています。この条文からも明らかな通り、奉仕活動の実践は個人奉仕を原則としながらも、クラブによるサンプル的な団体奉仕活動も認めらようになりました。

第三条はRIの役割について述べられています。RIの役割は奉仕理念の育成と普及、クラブの拡大、援助、管理と情報伝達およびクラブ運営と社会奉仕活動の標準化です。

第四条ではロータリー運動は単なる理念の提唱ではなく、実践哲学であり、奉仕するものは行動しなければならないと述べられています。往々にして理論派と称する人の中には、理屈だけは人一倍述べても、実践活動には一回も参加したことのない人を見受けます。そして、クラブが団体奉仕活動を行う際の条件として、毎年一つの新しいプログラムを実施すること。単年度で終了すること。地域社会のニーズに従うこと。クラブ全員の協力が得られることが定められています。この条文によって、条件付とは言え、クラブの団体奉仕が認められていることを忘れてはなりません。シェルドンの述べる経営理論を広める活動が、単なる理念の提唱か、実践活動かは不詳です。

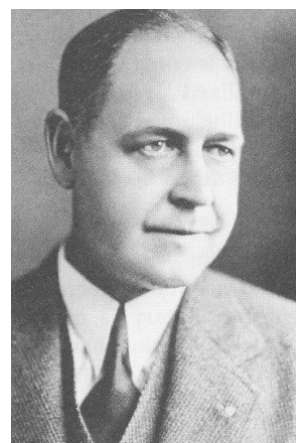
第五条にはクラブ自治権について定められています。クラブが地域社会に適した奉仕活動を選ぶ絶対的権限を持っていますが、ロータリーの綱領に違反したり、クラブの存続を危うくするような活動をするのが禁じられています。なお、RIは、例えそれが間違った活動であっても、クラブが行っている活動を禁止したり、特定の活動をするように命令することはできません。RI定款、RI細則、ロータリークラブ定款で定められている規約以外は、奉仕活動の実践、RIのテーマ、強調事項もすべて推奨なり、要請に過ぎません。それを実施するか否かはクラブの裁量権の範疇にあることを忘れてはなりません。

第六条ではクラブが実施する社会奉仕実践の指針が述べられています。すでに他の機関が実施している奉仕活動と重複する奉仕活動は禁止されています。大規模活動に対する制約。宣伝目的の活動の禁止。奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う活動はサンプルに過ぎないことが明記されています。

1927年に開催されたオステンド大会で四大奉仕が採択され、ロータリー初期の唯一の奉仕理念であった経営学に基づく職業奉仕は、ロータリーの奉仕部門の四分の一の地位に格下げされました。

「Service above self」がロータリーの奉仕理念として認知された以降は、いろいろな人がこれに対して解説を述べています。

1937年のニース国際大会においてRI会長ウイル・マーニアJr. は「誰かが the ideal of service とは、他人のことを思い遣り他人のために尽くすことだと定義しました。他人のことを思い遣り他人のために尽くすことを通じて、ロータリアンは自らの職業の規範を高めながら、国際理解と親善と平和を推進す





るために自らの地域社会に役立つように努力しています。」と述べています。

チェスレー・ペリーは1954年3月にタルサ・クラブで講演して「多くのロータリー・クラブが夫々の地域社会で行なっている社会奉仕活動の素晴らしい業績に加えて、ロータリー運動は全体として、ロータリーの会員になる人だけではなく、人類全体にわたって、他人のことを思い遣り他人のために尽くすという **the ideal of service** が受け入れられ、実行されて行くものと信じています。」と述べています。

人道的奉仕活動のニーズが高まると共に、ロータリーの専売特許であったはずの職業奉仕の理念が衰退し、社会奉仕や国際奉仕の実践活動が中心になってきました。

決議23-34で「**He profits most who serve best**」に代わって「**Service above self**」がロータリーの奉仕理念に変わった以降は、「**He profits most who serve best**」を廃止しようとする運動が盛んになりました。



1929年の規程審議会にイギリスから提案された、「**He profits most who serve best**」を廃止する件は僅差で否決されましたが、アメリカからもこれに同調する地区が多数に上ったことに落胆したシェルドンはこれを機会にロータリーを退会しました。

性差別用語廃止を表向きに、2004年規定審議会では「**He**」を「**They**」に、さらに2010年には「**They**」が「**One**」に変えられました。

これらの運動の本質にあるものは、「**He profits most who serve best**」というモットーを廃止して、「経営学を中心にした近代的企業経営」を目的にしたシェルドンの思想から脱却して、ロータリー運動を、最終的には「世界的規模のNPO組織」に転換することにあると思われま

す。そのためには世間の目をひくような大規模な社会奉仕活動をする必要があると考えたRIは、1978年には3-Hプログラム、1985年から「ポリオ・プラス」運動を開始しました。



2003年の国際協議会でグレン・エステスRI会長エレクトは「世界最大のNPOであるロータリー」という発言をしています。2005年RI会長をしたステンハマーはRIのテーマを「**Service above self**」にしました。

「ポリオ・プラス」運動はその効を発揮して、後僅かの段階までできましたが、突然起こったイスラムの混乱によってポリオが爆発的に発生し、この運動自体が水泡に帰する可能性すらでてきました。

2013年ころからは従来主流であった小型のWCSを徐々に廃止して、世間の注目に値するような大型のプロジェクトに集中するグローバル補助金制度が開始されましたが、これらの運動の背後には、ロータリー財団100周年に当たる2017年にロータリー平和賞を受賞しようとする意図があると勘ぐる人もいます。

